

青森県報

号外第十九号

平成三十年
三月十九日
(月曜日)

目次

告 示

○漁場計画……………(水産振興課) …… 一

告 示

青森県告示第二百十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、定置漁業及び区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成三十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

1 公示番号 東定第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・やりのか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字大作平(通称大久喜) 地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ(鮫角灯台中心点から真方位124度7、860メートルの点)から真方位337度30分300メートルの点

イ オから真方位157度30分300メートルの点

ウ カ(鮫角灯台中心点から真方位134度20分7、130メートルの点)から真方位157度30分50メートルの点

エ カから真方位337度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区

青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字赤窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字通望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シロシリ、字大作平、字石越、字安川田、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日藤沢、字上柏木森、字棚ノ木及び大字金浜

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に連接して風間にあつては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは観魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 東定第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・やりのいか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字種差地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (鮫角灯台中心点から真方位120度50分6、150メートルの点) から真方位326度30分300メートルの点
- イ オから真方位146度30分300メートルの点
- ウ カ (鮫角灯台中心点から真方位133度10分5、700メートルの点) から真方位146度30分50メートルの点
- エ カから真方位326度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区

青森県八戸市大字鮫町字姥横、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字赤窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遥望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字梅端、字冷水平、字石仏沢、字シヨシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に連接して昼間にあつては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 東定第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・やりのいか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字赤コウ (通称深久保) 地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (鮫角灯台中心点から真方位116度50分4、800メートルの点) から真方位324度20分300メートルの点
- イ オから真方位144度20分300メートルの点
- ウ カ (鮫角灯台中心点から真方位132度20分4、350メートルの点) から真方位144度20分50メートルの点
- エ カから真方位324度20分50メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区

青森県八戸市大字鮫町字姥横、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字赤窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遥望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字梅端、字冷水平、字石仏沢、字シヨシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に連接して昼間にあつては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 東定第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・やりのいか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字館越(通称白浜)地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(鮫角灯台中心点から真方位103度30分3, 220メートルの点) から真方位316度20分300メートルの点
- イ オから真方位136度20分300メートルの点
- ウ カ(鮫角灯台中心点から真方位134度50分2, 710メートルの点) から真方位136度20分50メートルの点
- エ カから真方位316度20分50メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字館越、字石硯、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字種子沢窪、字赤窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遥望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字梅端、字冷水平、字石仏沢、字シヨシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 東定第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県三沢市四丁目地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(基点東定第5号(青森県三沢市港町一丁目にある三沢漁港基部から真方位346度30分2, 950メートルの点に設置した標柱) から真方位76度3, 500メートルの点) から真方位346度400メートルの点
- イ オから真方位166度400メートルの点
- ウ カ(基点東定第5号から真方位76度2, 600メートルの点) から真方位166度50メートルの点
- エ カから真方位346度50メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県三沢市

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 垣網の綱及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 東定第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県三沢市砂森地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (基点東定第6号 (青森県三沢市大字三沢字浜通145番地にある塩釜灯台中心点から真方位35.8度30分2, 400メートルの点に設置した標柱) から真方位83度3, 400メートルの点) から真方位35.3度400メートルの点
- イ オから真方位173度400メートルの点
- ウ カ (基点東定第6号から真方位83度2, 500メートルの点) から真方位173度50メートルの点
- エ カから真方位35.3度50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県三沢市
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 垣網の網及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び西端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 東定第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (基点東定第7号 (青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、むつ小川原港港湾区域北端から海浜に沿い500メートル北側の海浜に設置した標柱) から真方位90度30分2, 300メートルの点) から真方位0度30分400メートルの点
- イ オから真方位180度30分400メートルの点
- ウ カ (基点東定第7号から真方位90度30分1, 400メートルの点) から真方位180度30分50メートルの点
- エ カから真方位0度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架、大字尾鮫及び大字出戸
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び西端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 東定第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森地先(通称猿ヶ森漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ(基点東定第8号(青森県下北郡東通村大字尻労と大字猿ヶ森との境から1, 500メートル南側の点に設置した標柱)から真方位112度30分2, 350メートルの点)から真方位22度30分400メートルの点

イ オから真方位202度30分400メートルの点

ウ カ(基点東定第8号から真方位112度30分850メートルの点)から真方位202度30分50メートルの点

エ カから真方位22度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。

② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びリーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においてはその照明装置を設置し発光させなければならない。

③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは観魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 東定第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ます・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻労地先(通称小沼川尻漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ(基点東定第9号(青森県下北郡東通村大字尻労字小沼川尻から1, 100メートル南側に設置した標柱)から真方位102度30分2, 350メートルの点)から真方位12度30分400メートルの点

イ オから真方位192度30分400メートルの点

ウ カ(基点東定第9号から真方位102度30分1, 050メートルの点)から真方位192度30分50メートルの点

エ カから真方位12度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県下北郡東通村大字尻労

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。

② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びリーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においてはその照明装置を設置し発光させなければならない。

③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは観魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 東定第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻労地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (基点東定第10号 (青森県下北郡東通村大字尻労字下堀川たがとぐら岩に設置した標柱) から真方位113度30分2, 050メートルの点) から真方位23度30分400メートルの点
- イ オから真方位203度30分400メートルの点
- ウ カ (基点東定第10号から真方位113度30分1, 200メートルの点) から真方位203度30分50メートルの点
- エ カから真方位23度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県下北郡東通村大字尻労

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びリーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 東定第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻屋地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (基点東定第11号 (青森県下北郡東通村大字尻屋字カシリの海浜に設置した標柱) から真方位98度30分2, 350メートルの点) から真方位8度30分400メートルの点
- イ オから真方位188度30分400メートルの点
- ウ カ (基点東定第11号から真方位98度30分1, 050メートルの点) から真方位188度30分50メートルの点
- エ カから真方位8度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県下北郡東通村大字尻屋

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びリーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第12号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ます・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先(通称関根漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア (カから真方位30度1, 450メートルの点) から真方位300度500メートルの点
- イ オから真方位120度500メートルの点
- ウ カ(基点東定第12号(青森県むつ市大字関根、根古基川尻に設置した標柱)から真方位40度3, 170メートルの点) から真方位120度50メートルの点
- エ カから真方位300度50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大字関根
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 垣網の綱及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東区第1号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県三戸郡階上町大字道仏字榊、字道仏及び字小舟渡地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第1号(青森県三戸郡階上町大字道仏字廿一、階上灯台基部に設置した標柱)から真方位347度30分640メートルの点
- イ 基点東区第1号から真方位328度550メートルの点
- ウ 基点東区第1号から真方位320度30分1, 640メートルの点
- エ 基点東区第1号から真方位327度30分1, 660メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県三戸郡階上町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びエの点に、昼間にあっては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

1 公示番号 東区第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県三戸郡階上町大字道仏字大蛇、字荒谷及び字浜久保地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

域

ア 基点東区第3号 (青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻)に設置した

標柱) から真方位6.6度30分1.040メートルの点

イ 基点東区第2号 (神漁港船場西端) から真方位3.7度8.50メートルの点

ウ 基点東区第2号から真方位2.8度30分4.60メートルの点

エ 基点東区第3号から真方位7.8度30分6.40メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県三戸郡階上町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦横各5.0センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

1 公示番号 東区第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほや垂下式養殖業、こんぶ・わかめ 延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字金浜字塩竈地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

域

ア 基点東区第3号 (青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻)に設置した

標柱) から真方位1.1度30分1.500メートルの点

イ 基点東区第3号から真方位2.9度30分1.270メートルの点

ウ 基点東区第3号から真方位2.2度30分9.20メートルの点

エ 基点東区第3号から真方位0度30分1.240メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県八戸市大字般若町字姥横、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、

字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字二ツ石、字小清水久

保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久

保、字大棚窪、字外ノ沢、字遥望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字

館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石

仏沢、字ジコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、

字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字榎ノ木及び大字金浜

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦横各5.0センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

1 公示番号 東区第4号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほや垂下式養殖業、こんぶ・わかめ 延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字大作平地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第4号 (青森県八戸市大字鮫町字大作平、大島東端に設置した標柱)

イ アから真方位52度30分35.0メートルの点

ウ アから真方位105度30分62.0メートルの点

エ アから真方位145度30分50.0メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥磯、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、

字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字二ツ石、字小清水久

保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久

保、字大槻窪、字外ノ沢、字遥望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字

館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石

仏沢、字シヨシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、

字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

② アの点及びウの点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

1 公示番号 東区第5号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほや垂下式養殖業、こんぶ・わかめ 延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字高岩 (通称法師浜) 地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第7号 (青森県八戸市大字鮫町字遥望石崎東端に設置した標柱) から真方位59度30分40.0メートルの点

イ 基点東区第7号から真方位93度30分56.0メートルの点

ウ 基点東区第7号から真方位136度30分36.0メートルの点

エ 基点東区第7号から真方位93度30分80.0メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥磯、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、

字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字二ツ石、字小清水久

保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久

保、字大槻窪、字外ノ沢、字遥望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字

館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石

仏沢、字シヨシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、

字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

1 公示番号 東区第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほや垂下式養殖業、こんぶ・わかめ 延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字種差地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第7号 (青森県八戸市大字鮫町字遥望石崎東端に設置した標柱) から真方位348度720メートルの点
- イ 基点東区第7号から真方位5度30分480メートルの点
- ウ 基点東区第7号から真方位314度30分300メートルの点
- エ 基点東区第7号から真方位314度30分600メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥徳、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、

- 字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大棚窪、字外ノ沢、字遥望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字ジコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

1 公示番号 東区第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほや垂下式養殖業、こんぶ・わかめ 延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字赤コウ (通称深久保) 地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第7号 (青森県八戸市大字鮫町字遥望石崎東端に設置した標柱) から真方位326度30分1,700メートルの点
- イ 基点東区第7号から真方位338度900メートルの点
- ウ 基点東区第7号から真方位314度30分780メートルの点
- エ 基点東区第7号から真方位314度30分1,680メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥徳、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、

- 字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大棚窪、字外ノ沢、字遥望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字ジコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

1 公示番号 東区第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 漁 業	ほや垂下式養殖業、こんぶ・わかめ 延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町宇日蔭沢から字館越 (通称白浜) 地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点第3号 (青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と宇日蔭沢との境に設置した標柱) から真方位54度30分1, 000メートルの点
- イ 基点第3号から真方位54度30分1, 500メートルの点
- ウ イとクを結ぶ直線上のイから2, 000メートルの点
- エ ウから真方位234度30分500メートルの点
- オ 基点第2号 (青森県三戸郡と青森県八戸市との境の北の川尻に設置した標柱) から真方位63度30分300メートルの点
- カ オから真方位81度30分400メートルの点
- キ カから真方位7度30分330メートルの点
- ク キから真方位50度30分1, 800メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥徳、字石株、字館越、字妻ノ神、宇浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字赤窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遥望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シヨシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、宇日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 - ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
 - ② イの点及びウの点に、屋間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

1 公示番号 東区第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 漁 業	こんぶ延縄式養殖業、ほや垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、基点東区第9号、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第9号から真方位286度270メートルの点
- イ 基点東区第9号から真方位327度30分210メートルの点
- ウ 基点東区第9号から真方位218度180メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字鎌子、字下手代森、字大開、字総久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保及び字小舟渡平

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 - ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
 - ② アの点、イの点及びウの点に、屋間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第10号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 区画漁業	こんぶ・まつも・わかめ・すじめ 延縄式養殖業、ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア 基点東区第10号(青森県八戸市大字鮫町、蕪島北端)に設置した(標柱)から真方位327度30分250メートルの点
- イ 基点東区第10号から真方位31度30分520メートルの点
- ウ 基点東区第10号から真方位65度480メートルの点
- エ 基点東区第10号から真方位147度30分230メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字蟻子、字下手代森、字大開、字継久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保及び字小舟渡平

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第11号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字白糠地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第11号(青森県下北郡東通村大字白糠、白糠漁港白糠地区—3.0メートル岸壁東防波堤先端部南東端)から真方位207度70メートルの点
- イ 基点東区第11号から真方位198度70メートルの点
- ウ 基点東区第11号から真方位198度10メートルの点
- エ 基点東区第11号から真方位250度15メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県下北郡東通村大字白糠

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② イの点及びウの点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第12号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	あわび垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字小田野沢地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第12号(青森県下北郡東通村大字小田野沢、通称鯨川左岸北側の防潮堤上に設置した標柱)から真方位97度30分35.5メートルの点

イ アから真方位97度30分20.0メートルの点

ウ イから真方位13度30分50.0メートルの点

エ アから真方位13度30分50.0メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県下北郡東通村大字小田野沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

② アの点及びウの点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第13号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第13号から600メートル西側の海浜に設置した標柱)から真方位32度30分1,500メートルの点

イ 基点東区第13号(青森県むつ市大字関根、根古基川尻から400メートル西側の海浜に設置した標柱)から真方位32度30分1,500メートルの点

ウ 基点東区第13号から真方位32度30分70.0メートルの点

エ アから真方位32度30分70.0メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県むつ市大字関根

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

② アの点及びウの点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第14号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県むつ市大字関根、出戸川河口左岸に設置した標柱)から真方位45度30分1, 500メートルの点
- イ 基点東区第14号(青森県むつ市大字関根字前浜44番地65号地先の通称関根浜斜路に設置した標柱)から真方位45度30分1, 500メートルの点
- ウ 基点東区第14号から真方位45度30分700メートルの点
- エ オから真方位45度30分700メートルの点
- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大字関根
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、屋間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第15号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(基点東区第15号から600メートル西側の海浜に設置した標柱)から真方位45度30分1, 500メートルの点
- イ 基点東区第15号(基点東区第14号(青森県むつ市大字関根字前浜44番地65号地先の通称関根浜斜路に設置した標柱)から400メートル西側の点)から真方位45度30分1, 500メートルの点
- ウ 基点東区第15号から真方位45度30分700メートルの点
- エ オから真方位45度30分700メートルの点
- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大字関根
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、屋間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第16号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町正津川地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第16号(正津川河口北防波堤先端部) から真方位47度30分1, 120メートルの点
- イ 基点東区第16号から真方位69度1, 250メートルの点
- ウ 基点東区第16号から真方位101度550メートルの点
- エ 基点東区第16号から真方位47度30分300メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大畑町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第17号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町正津川地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第16号(正津川河口北防波堤先端部) から真方位340度1, 180メートルの点
- イ 基点東区第16号から真方位15度30分600メートルの点
- ウ 基点東区第16号から真方位336度30分400メートルの点
- エ 基点東区第16号から真方位329度1, 120メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大畑町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第18号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町正津川地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第16号(正津川河口北防波堤先端部)から真方位22度30分2, 420メートルの点
- イ 基点東区第16号から真方位46度20分2, 270メートルの点
- ウ 基点東区第16号から真方位47度40分1, 770メートルの点
- エ 基点東区第16号から真方位17度1, 960メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大畑町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第19号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町上野地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第20号(青森県むつ市大畑町上野、大畑漁港第3東防波堤先端部)から真方位199度30分120メートルの点
- イ 基点東区第20号から真方位205度30分160メートルの点
- ウ 基点東区第20号から真方位192度200メートルの点
- エ 基点東区第20号から真方位181度30分170メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大畑町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第20号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	さけ・ます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

青森県むつ市大畑町上野地先

域

ア イから真方位313度420メートルの点

イ 基点東区第20号 (青森県むつ市大畑町上野、大畑漁港第3東防波堤先端部) から真方位104度1, 730メートルの点

ウ 基点東区第20号から真方位120度30分1, 550メートルの点

エ ウから真方位313度420メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県むつ市大畑町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第21号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

青森県むつ市大畑町二枚橋地先

域

ア イから真方位320度30分300メートルの点

イ 基点東区第21号 (青森県むつ市大畑町二枚橋、下狄川左岸から100メートル北側の海浜に設置した標柱) から真方位37度30分600メートルの点

ウ 基点東区第21号から真方位37度30分400メートルの点

エ ウから真方位320度30分300メートルの点

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県むつ市大畑町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第22号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町二枚橋地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第22号（青森県むつ市大畑町二枚橋、三右衛門沢右岸に設置した標柱）から真方位10度1, 800メートルの点
- イ 基点東区第22号から真方位44度30分1, 500メートルの点
- ウ 基点東区第22号から真方位47度30分1, 020メートルの点
- エ 基点東区第22号から真方位0度30分1, 360メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大畑町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第23号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町鷹ノ巣地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ（基点東区第23号（青森県むつ市大畑町鷹ノ巣左岸に設置した標柱）から真方位25度30分700メートルの点）から真方位295度30分50メートルの点
- イ オから真方位115度30分50メートルの点
- ウ カ（基点東区第23号から真方位25度30分500メートルの点）から真方位115度30分50メートルの点
- エ カから真方位295度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大畑町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第24号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町木野部地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第24号（青森県むつ市大畑町木野部、木野部漁港防波堤突端）から真方位32度30分600メートルの点
- イ アから真方位122度30分100メートルの点
- ウ エから真方位122度30分100メートルの点
- エ 基点東区第24号から真方位32度30分400メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大畑町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しな
 ければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地
 の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照
 明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第25号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町木野部地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア イから真方位325度30分200メートルの点
- イ 基点東区第25号（青森県むつ市大畑町木野部、木野部川左岸から93
 メートル北側の海浜に設置した標柱）から真方位42度30分700メー
 トルの点
- ウ 基点東区第25号から真方位42度30分400メートルの点
- エ ウから真方位325度30分200メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大畑町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しな
 ければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地
 の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照
 明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第26号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字易国間地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (基点東区第26号から180メートル西側に設置した標柱) から真方位0度140メートルの点
- イ 基点東区第26号 (青森県下北郡風間浦村大字易国間字上ノ畑、普ノ尻沢左岸から450メートル西側の海浜に設置した標柱) から真方位0度180メートルの点
- ウ 基点東区第26号から真方位0度120メートルの点
- エ オから真方位0度80メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県下北郡風間浦村大字易国間
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなけれ

- 1 公示番号 東区第27号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・がごめ・わかめ延縄式養殖業、ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字蛇ヶ浦地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第27号 (青森県下北郡風間浦村大字蛇ヶ浦字根戸内、根戸内沢尻から北西へ250メートルにある路側帯駐車場に設置した標柱) から真方位356度1, 100メートルの点
- イ 基点東区第27号から真方位41度640メートルの点
- ウ 基点東区第27号から真方位40度540メートルの点
- エ 基点東区第27号から真方位351度30分1, 050メートルの点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県下北郡風間浦村大字蛇ヶ浦
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなけれ

- 1 公示番号 東区第28号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	あわび垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字蛇岬浦字古釜谷地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第28号(蛇岬漁港護岸西角)から真方位340度30分710メートル(主消波堤陸側の西端)の点
- イ アから真方位233度130メートルの点
- ウ エから真方位233度130メートルの点
- エ 基点東区第28号から真方位350度490メートル(主消波堤陸側の東端)の点

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
 - 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
 - 5 地元地区 青森県下北郡風間浦村大字蛇岬浦
 - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第29号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	あわび・ほや・ほたてかい垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字佐井字原田、字古佐井及び字黒岩地先

(3) 漁場の区域 次の基点東区第29号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点東区第29号 青森県下北郡大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱
- ア 基点東区第29号から真方位270度30分550メートルの点
- イ ウから真方位312度30分700メートルの点
- ウ 青森県下北郡佐井村大字佐井字黒岩に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
 - 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
 - 5 地元地区 青森県下北郡佐井村大字佐井字原田、字古佐井及び字黒岩
 - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びウの点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第30号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび・ほや・ほたてかい垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森、字矢越、字磯谷、大字長後字長後及び字福浦地先

(3) 漁場の区域 次の基点東区第30号、ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点東区第30号 アから真方位157度30分の線と最大高潮時海岸線の交点

ア 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森、弁天島に設置した標柱

イ アから真方位292度30分200メートルの点

ウ カ (青森県下北郡佐井村大字佐井字矢越、矢越崎に設置した標柱) から真方位292度30分200メートルの点

エ オから真方位292度30分100メートルの点

オ 青森県下北郡佐井村大字長後字福浦、下ノ崎に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森、字矢越、字磯谷、大字長後字長後及び字福浦
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。
 - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しななければならない。

- 1 公示番号 東区第31号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび・ほや・ほたてかい垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝、一ツ仏に設置した標柱

(3) 漁場の区域 次の基点東区第31号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点東区第31号 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝、一ツ仏に設置した標柱

ア 基点東区第31号から真方位292度30分400メートルの点

イ ウから真方位292度30分300メートルの点

ウ 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝小細間、下ノ崎に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成30年9月1日
- 4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで
- 5 地元地区 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。
 - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しななければならない。

1 公示番号 東区第32号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	あわび・ほや・ほたてがい・垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝地先

(3) 漁場の区域 次の基点東区第32号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点東区第32号 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝ハヤツヅレに設置した標柱

ア 基点東区第32号から真方位29.2度30分50.0メートルの点

イ ウから真方位29.2度30分20.0メートルの点

ウ 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝、焼山崎に設置した標柱

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 申請期間 平成30年3月19日から同年6月29日まで

5 地元地区 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しな
ければならない。

② アの点に、昼間にあつては、縦横各5.0センチメートル以上の赤色布地の標識を水
面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設
置し発光させなければならぬ。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭